

地方独立行政法人市立大津市民病院第3期中期計画策定支援業務 業務委託仕様書

1 業務名

地方独立行政法人市立大津市民病院第3期中期計画策定支援業務

2 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 業務の目的

地方独立行政法人市立大津市民病院（以下「法人」という。）の第3期中期計画を策定するに当たり、政策及び市場動向の専門的知見から内部環境の分析を行い、地域医療政策と整合した、経常利益ゼロ以上及び持続可能な運営計画を策定するため、専門的な知識及び実績を有する事業者には計画策定支援を委託するもの。

4 業務内容

地方独立行政法人市立大津市民病院第3期中期計画策定支援業務に当たっては、滋賀県保健医療計画（令和5年度末策定見込）（滋賀県地域医療構想を含む。）及びおおつ保健医療プラン2019（令和6年度末改定見込）並びに総務省が示す持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインの内容を踏まえるとともに、法人の設立者である大津市が策定する地方独立行政法人市立大津市民病院第3期中期目標に基づき計画を策定すること。

また、地方独立行政法人市立大津市民病院第3期中期計画策定に当たっては、当該計画が実現可能である根拠となり得る、個別具体的な増収策及び支出削減策に基づき策定すること。

なお、データについては、国及び地方公共団体並びに公的機関の公開データを活用することを基本とし、必要に応じて受託者が収集した公立及び公的病院並びに民間医療機関データを活用することで大津保健医療圏域（以下「圏域」という。）及び隣接する滋賀県2次保険医療圏の状況についても考慮すること。

（1）現状把握及び分析

- ①法人の財務分析、収益性分析、業務運営分析（運営管理体制、職員配置、人材育成等）
- ②法人における入院・外来・健診の患者分析（患者動向、単価・患者数などのベンチマーク対比など）
- ③第2期中期目標、中期計画の達成状況等の分析
- ④その他計画を策定するために必要な分析

（2）医療提供体制の分析と対策

- ①滋賀県保健医療計画（令和5年度末策定見込）（滋賀県地域医療構想を含む。）及びお

おつ保健医療プラン2019（令和6年度末改定見込）並びに総務省が示す持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインに合致した医療提供体制についての検証

- ②地方独立行政法人市立大津市民病院第3期中期目標に合致した医療提供体制についての検証
 - ③地方独立行政法人市立大津市民病院第3期中期計画の根拠となり得る、増収策及び支出削減策の作成
- (3) 持続可能な病院経営に向けた将来戦略の検討
- ①外部環境分析による担うべき役割（必要な病床機能と規模など）の可視化
 - ②具体的な経営改善案の検討（患者数増加に向けた取組、単価向上に向けた取組、経費削減に向けた取組など）
 - ③圏域内の関係機関との連携強化のための取り組み
 - ④第3期中期計画期間内における収支シミュレーションの作成
- (4) 地方独立行政法人市立大津市民病院第3期中期計画策定支援
- ①地方独立行政法人市立大津市民病院第3期中期計画原案の作成
 - ②原案を広く市民に公表できるよう、平易な表現で図表化するなど視覚的にわかりやすくした計画説明資料の作成

5 受託者に求める事項

- (1) 本業務を履行し得る十分な能力及び経験を有する人材（過去5年以内に300床以上の急性期病院に対して経営改善計画策定支援業務実績を有する、第3期中期計画策定にあたり精度の高い他医療機関データを使用しベンチマーク分析が可能等）を適正に配置できること。
- (2) 本業務を指揮する管理責任者を配置すること。また、管理責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。なお、受託事業者は、契約締結後速やかに、管理責任者の氏名等を委託者に通知すること。
- (3) (1) に該当する人材には滋賀県及び京都府内の病院において経営改善計画等を作成した実績を有する人材を1名以上配置すること。（受託者自身の実績に限らず、いつ、どこの病院において行ったかを示す業務実績書（任意様式）を1部提出すること）
- (4) 業務把握等のため法人へ訪問を行い、電話・メール等を活用して随時対応できる体制がとれること。（状況によっては電話・メール等での連絡、WEB会議等をもって訪問と見なす場合もある）
- (5) 必要に応じて、会議等で使用する説明資料等の作成や会議等に出席して説明ができること。
- (6) コンプライアンス（法令遵守、個人情報保護、情報セキュリティへの取り組み）を徹底すること。

6 スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現状整理												
各種分析	→											
方向性確認・決定		→										
骨子作成・完成		→										
素案作成・完成			→									
草案作成・完成					→							

7 成果物

次の書類及び当該データを収録した媒体を提出すること。

- (1) 地方独立行政法人市立大津市民病院第3期中期計画
- (2) 地方独立行政法人市立大津市民病院第3期中期計画説明資料
- (3) 地方独立行政法人市立大津市民病院第3期中期計画の実行可能性を担保する、収支シミュレーションに基づく経営指標数値、各損益収支比率及び資金収支数値並びに増収策、支出削減策
- (4) 協議録（要旨）
- (5) 収集したデータの整理分析資料

8 納品場所

地方独立行政法人市立大津市民病院 経営戦略室

9 業務委託料の支払い

- (1) 業務委託料は、業務期間満了後、検査合格の後、請求に基づき請求日から30日以内に支払う。
- (2) 協議その他調査分析のために来院した際の交通宿泊費については実費請求とする。なお、宿泊費については1名1泊あたりの上限を税込み11,000円とする。

10 特記事項

- (1) 成果物に関する著作権は、委託者に帰属し、受託者は委託者の承諾なく使用することはできないものとする。
- (2) 法人が提供した情報及びこの業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- (3) 受託事業者は、この業務の委託契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
- (4) その他、この業務の実施に際して、この仕様書に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、速やかに法人と受託事業者とで協議の上で決定するものとする。